

入札説明書

独立行政法人農林漁業信用基金の入札公告（平成26年1月31日付け掲示公告）に係る入札については、次に定めるところによる。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 入札件名

林業信用保証業務における「基幹系システム」の機能改修業務

(2) 仕様

別紙「仕様書」による。

(3) 契約期間

平成26年3月3日から平成26年12月5日まで

① 仕様書3(1)から(3)に記載する業務

平成26年3月3日～平成26年6月3日

② ①に掲げる以外の業務

平成26年3月3日～平成26年12月5日

(4) 設置場所

東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル11階

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）第二電算室

2 一般競争参加資格

次の(1)及び(2)に適合する者であること。

(1) 下記①、②及び③に該当しない者であること。

① 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

③ 反社会的勢力に該当すると認められる者

(2) 次の各号の一に該当すると認められる場合は、その事実があった後2年間経過している者であること。また、これらの者を代理人、支配人その他使用人として使用する者についても同様とする。

① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

⑤ 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者

⑥ 経営状態が著しく不健全であると認められる者

⑦ 競争参加資格審査申請書及び添付書類の重要な事項又は事実についての虚偽の記載をし、又は記載しなかった者

⑧ 商法、その他の規定に違反して営業を行った者

3 必要とする要件

次の(1)(2)に適合する者であること

- (1) 林業信用保証業務における「基幹系システム」(以下「基幹系システム」という。)の設計・性能・機能・仕様・データベース等を十分理解していること。
(ただし、一般競争入札に参加する者が、「基幹系システム」のシステム設計書、その他同システムの仕様に係る書類等の閲覧を希望する場合、必要に応じ、信用基金より提示するものとする。)
- (2) 「基幹系システム」と同等のネットワーク型システム(クライアント・サーバ方式)について開発又は保守実績を有していること。

4 一般競争参加資格審査手続

入札参加希望者は、一般競争参加資格審査申請書及び添付書類(以下「申請書類」という。)を提出し、信用基金の一般競争参加資格審査を受けなければならない。

- (1) 一般競争参加資格申請書の交付場所及び提出場所並びに問い合わせ先
〒101-8506
東京都千代田区内神田1丁目1番12号(コープビル11階)
独立行政法人農林漁業信用基金 林業管理室業務推進課(担当:松本、長島)
TEL: 03-3294-5583
FAX: 03-3294-5595
- (2) 申請書類の提出期限
平成26年2月17日(月)午後3時
- (3) 申請書類一覧
 - ① 一般競争参加資格申請書(物品製造等)(別紙第4号様式)
 - ② 営業経歴書
 - ③ 登記簿謄本(法人の場合)
 - ④ 財務諸表類
 - ⑤ 納税証明書の写し
 - ⑥ 代理人を選任する場合に当たっては、委任状
 - ⑦ 第一種定型郵便物の大きさの封筒(審査結果通知の送付先を明記し、返信用切手を添付のこと)
- (4) 農林水産省等において有資格者とされている者又は資格審査中の者にあつては、②から⑤に代えて資格確認通知書の写しを提出できるものとする。
- (5) 提出された申請書類の取扱いについて
 - ① 申請書類の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
 - ② 提出された申請書類は返却しない。
 - ③ 申請書類に虚偽の記載をした場合は、参加資格申請書を無効とする。

5 一般競争参加資格審査結果の通知

(1) 通知する事項

申請書類を提出した者のうち、資格があると認められた者に対しては参加資格がある旨を、資格がないと認められた者に対しては、参加資格がない旨及びその理由を「競争入札参加資格認定通知書」により通知する。

なお、参加資格がないと通知された者は、本業務の入札に参加することができないものとする。

(2) 参加資格のない旨の通知を受けた者への説明

参加資格がない旨の通知を受けた者で、その理由に対して不服のある者は、説明を求めることができるものとする。

(3) 結果通知日

「競争入札参加資格認定通知書」は、平成26年2月21日までに通知する。結果通知日とは、信用基金が普通郵便でコープビル内に設置されている郵便ポストに投函する日をいう。

6 入札に関する質問

(1) 入札に関する質問がある場合は、以下のとおり受け付ける。

① 受付期間

平成26年1月31日（金）から平成26年2月14日（金）午後5時まで
締切り以降の質問については、受け付けない。

② 受付方法

質問書により、原則として電子メールにて受け付ける。

質問書の書式に定めはないが、電子メールに質問書を添付ファイルとして送信する場合は、Excel、Word、一太郎のいずれかで作成したファイルとすること。

③ 電子メールアドレス

sayuri_matsumoto@affcf.com

yamato_nagashima@affcf.com

7 入札執行手続

(1) 入札日時

平成26年2月25日（火）午後1時30分

入札は期日入札とし、入札が終了次第、開札を行うものとする。

なお、信用基金の都合により、入札の執行を延期又は取り止めすることができるものとする。

(2) 入札場所

東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル11階

独立行政法人農林漁業信用基金 第三会議室

(3) 提出書類

① 入札書

② 競争入札参加資格認定通知書（信用基金より通知した原本）

③ 委任状（入札を代理人によって行おうとする場合のみ）

(4) 入札の方法

① 入札書は封筒に入れ、封緘のうえ入札者の住所及び氏名を表記し、入札件名、開札日時を記載のうえ、その他提出書類と併せ、入札者本人又はその代理人が信用基金の上記指示に従い持参提出する。

② 入札書に記入する金額は、算用数字とする。

③ 入札金額は課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税抜きの金額を記載すること。

(5) 入札手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(6) 入札保証金及び契約保証金

免除する。

(7) 入札の無効

下記の各号の一に該当する場合は、入札を無効とする。

① 入札書が次の各号の一に該当する場合には、当該入札者の行った入札を無効とする。

(ア) 信用基金による競争入札参加資格審査の結果、資格がないと認められた者が入札を行ったとき。

(イ) 同一事項の入札において、他の入札者の代理をしていると認められるとき。

(ウ) 明らかに不正な利益を得るために連合したと認められる入札を行ったとき。

(エ) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ったとき、又は行ったことが判明したとき。

(オ) 職員の職務の執行を妨害して入札を行ったとき。

(カ) 虚偽の申請を行った者が入札を行ったとき。

(キ) 信用基金により入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札時点において入札参加資格のない者が入札を行ったとき。

(ク) 反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求し又は社会の秩序や安全に脅威を与える集団又は個人をいう。）又はその関係者と認められる者が入札を行ったとき。

(ケ) 前各号に掲げる場合のほか、信用基金の指示に従わなかったとき。

② 開札を行った場合において入札書を審査した結果、当該入札書が次の各号の一に該当すると認められたときは、入札を無効とする。

(ア) 入札金額が訂正してあるとき。

(イ) 入札者の記名押印が欠けているとき。

(ウ) 誤字、脱字（数字の脱落を含む。）等により意思表示が不明確なとき。

(エ) 入札の目的に示された要件と異なっているとき。

(オ) 条件が付されているとき。

(カ) 同一入札者の入札書が2通以上投入されているとき。

(キ) 再度入札の場合において、前回の最低額を上回る金額又は最高額を下回る金額で入札されているとき。

(ク) 前各号に掲げる場合のほか、信用基金の指示に違反し、又は入札に関する必要な条件を具備していないとき。

(8) 開札の日時・場所

平成26年2月25日（火） 午後1時30分

独立行政法人農林漁業信用基金 第三会議室

(9) 開札

開札は、入札者本人又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者本人又はその代理人が立ち合わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(10) 落札者の決定方法

① 開札の結果、上記(7)に規定する無効の入札を除き、予定価格の制限範囲で、最低の価格による入札をした者を落札者とする。

② 落札額と同一価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

③ 開札の結果、信用基金が予定した価格の範囲内の入札額がない場合は、直ちに、再度の入札を行うものとする。

(11) その他

① 入札手続きにおける交渉は、無しとする。

また、入札参加者は入札後この入札説明書について不明を理由として異議を申し立てることはできないこととする。

② 予定価格は非公開とする。

8 契約に関する事項

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書の取り交わしを行うものとする。
- (2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (3) 契約書の作成
 - ① 契約書は2通作成し、双方1通を保管する。
 - ② 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。
 - ③ 契約担当が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

9 その他

競争入札参加者は、入札説明書、入札心得書等を熟読し、内容を遵守すること。

10. 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところである。

これに基づき、以下のとおり、当信用基金との関係に係る情報を当信用基金のホームページで公表することになるため、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもってこれに同意されたものとみなすこととし、情報提供等の協力をしていただけない場合には、その名称等を公表させていただくことがあり得るため、あらかじめご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ア 当信用基金において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
 - イ 当信用基金との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ア 当信用基金の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当信用基金OB）の人数、職名及び当信用基金における最終職名
- イ 当信用基金との間の取引高
- ウ 総売上高又は事業収入に占める当信用基金との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- エ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

ア 契約締結日時点で在職している当信用基金OBに係る情報（人数、現在の職名及び当信用基金における最終職名等）

イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当信用基金との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

以上

仕 様 書

1. 業務名：林業信用保証業務システムにおける「基幹系システム」の機能改修業務

2. 概要

本仕様書は、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の林業信用保証業務システムにおける「基幹系システム」の機能改修について、必須の要求条件等について定めるものである。

3. 改修要件

本改修要件について、信用基金担当者と十分に仕様条件を確認した上で、自己の責任により改修を行うものとする。

(1) 各業務画面へのアクセス権限の設定及び共有情報閲覧画面の新設

基幹系システム利用者 ID 及び担当業務に基づき、各業務画面へのアクセス権限を設定すること。また、各業務画面において、共有情報である出資者別利用状況の閲覧画面を新設し、当該情報の印刷を可能とすること。

(2) 出資者マスタにおける入力項目の追加

出資者マスタに出資譲渡の有無が入力できるよう項目を追加すること。また、その情報を上記(1)の共有情報に表示させること。

(3) 管理業務における保証人情報検索機能の追加

管理業務画面に保証人情報の検索機能を追加すること。

(4) 管理業務における交渉経緯表の電子化

求償債務者との交渉経緯表を電子化するため、交渉経緯表記載事項の入力欄を画面上追加し、交渉経緯表の印刷を可能とすること。

(5) 管理業務における債権管理区分の拡充及び関連帳票修正

債権管理区分に「債権売却」を追加し、入力方法を変更するため必要な修正を行い、以下の帳票の修正を行うこと。

- ① 融資機関別求償権回収状況
- ② 都道府県別求償権回収状況表
- ③ 債務者別残高状況表
- ④ 求償権総括表（月次・年次・累計）
- ⑤ 県別保証割合別求償権総括表
- ⑥ 県別資金使途別求償権総括表

- ⑦ 償却求償権の資金別状況表
 - ⑧ 発生年度別求償権回収状況
 - ⑨ 債務者別残高状況表【月次確定前】
 - ⑩ 求償権償却事案一覧表
 - ⑪ 発生年度別・償却理由別償却額
- (6) 事故報告起案のレイアウト変更
事故報告起案様式のうち、事故発生状況欄を削除し、レイアウトを変更すること。
- (7) 保証業務における契約変更事案に係る実行入力機能の拡充
契約変更事案の管理をより適切に行うため、契約変更に係る実行入力機能を追加し、管理業務における償還情報に反映させること。また、変更区分に基づき、画面及び帳票の表示情報を修正すること。
- (8) 保証業務における震災保証に係る保証料免除機能の拡充
東日本大震災復旧等緊急保証における保証料免除機能について、最新の免除基準に基づき、入力項目及び計算プログラムを修正し、これに関する帳票の修正を行うこと。
- (9) 保証業務における入力文字数の拡大
財務情報入力欄のうち、実態財務入力欄の文字数を9文字から12文字に拡大すること。
- (10) 保証業務における経理向けデータ作成方法の変更
経理向けデータのうち契約変更の保証料について、連携する経理システムに適格に反映できるようデータ作成方法を変更すること。
- (11) 経理業務における長期前受収益計算機能の追加
蓄積された保証料データ等を活用して、将来収益化する保証料を算出するため、長期前受収益計算機能を追加し、長期前受収益計算書の印刷を可能とすること。
- (12) 帳票出力プルーフの作成・修正
以下の帳票を新規作成又は出力内容の追加・修正を行うこと。
- ① 新規作成
 - ア 管理中止一覧表
 - イ 回収プルーフリスト (CSV)
 - ② 既存帳票における出力内容の追加・修正
以下の帳票について、CSV出力で出資者コードの項目を追加すること。
 - ア 期日到来債務状況表

- イ 債務者別残高状況表
- ウ サービサー回収明細表
- エ 債務者別残高状況表【月次確定前】
- オ 求償権償却事案一覧表

4. ソフトウェアの必要条件

- (1) 「基幹系システム」の設計及びソフトウェア、データベースについて十分な理解を有し、システム機能・データの整合性を保持すること。
- (2) 「基幹系システム」の設計及びソフトウェア、データベースについて、既存の基幹系システムとの調整が必要な場合の手続き及び必要経費については、請負業者負担とすること。

5. 仕様要件

(1) 環境・開発言語

① 基幹系業務システムサーバ

1) OS

- ・ Windows 2003 Server R2
- ・ Internet Information Service 6.0

2) 言語及びプロダクト

- ・ Microsoft Visual Studio VB.NET 2003 (.Net Framework 1.1)
- ・ VS View (PDF 出力ミドルウェア)
- ・ Microsoft Excel 2000

3) DBMS

- ・ Microsoft SQL Server 2000 Standard

② 基幹系業務システムクライアント PC

1) OS

- ・ Windows7 (32bit 版)
- ・ Internet Explorer 6.0 SP2 以上

2) 使用プロダクト

- ・ Microsoft Excel 2000
(又は上位バージョンの Excel2003、2007、2010)
- ・ Microsoft Access 2003
(又は上位バージョンの Access2003、2007、2010)
- ・ Acrobat Reader 5.0 以上

6. 試験、立会い検査及び品質保証

- (1) 一般事項
契約書に添付の仕様書で規定する機能改修要件について、試験及び検査を行うこと。
- (2) 品質検査
現使用環境において、現行機能の保持を確認する品質検査を行うこと。
- (3) 品質保証
納入後 1 年以内に生じた機能障害については、本仕様書に所定の要求項目を満足するように処置すること。

7. 納入

- (1) 納入期限
 - ① 上記 3 (1) から (3) の作業：平成 26 年 6 月 3 日
 - ② その他の作業：平成 26 年 12 月 5 日
- (2) 納品物件
改修したソフトウェア一式は、信用基金運用稼働環境に組み込むとともに CD-ROM 又は DVD-ROM で納品すること。
 - ① 本件機能改修に係る設計書及び操作説明書 一式
 - ② 納品検査書 一式
 - ③ 機能改修モジュール 一式

8. 納入場所

東京都千代田区内神田 1 丁目 1 番 12 号 コープビル 11 階
独立行政法人農林漁業信用基金 第二電算室

9. 必要な測定器、ソフトウェアの確保

本ソフトウェアの試験及び動作確認に必要な機器、ソフトウェア等は請負業者が用意すること。

(以上)

入札心得

平成26年1月31日
独立行政法人農林漁業信用基金

入札参加者は、次の事項を承知のうえ入札に参加してください。

1. 入札について

(1) 日時

平成26年2月25日（火）午後1時30分

入札参加者は、あらかじめお渡ししている入札書及び競争入札参加資格認定通知書（原本）を持参のうえ、東京都千代田区内神田1-1-12コープビル11階 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）第三会議室までお越しください。

なお、信用基金の都合により、入札の執行を延期若しくは取り止めることがあります。

(2) 留意事項

イ 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行わないこと。

ロ 入札に当たって使用する入札書は、信用基金所定の別添「入札書」によります。

ハ 入札書に記入の金額は、算用数字とします。

ニ 入札金額には消費税及び地方消費税を含みません。

ホ 入札書は封筒に入れ、封緘のうえ入札者の住所及び氏名を表記し、入札件名、開札日時を記載のうえ提出してください。

ヘ 入札を代理人によって行おうとする場合は、入札前に代理人資格を明示した委任状を提出してください。

ト 応札者は入札後この入札心得について不明を理由として異議を申し立てることはできません。

(3) 落札者の決定

イ 信用基金の予定価格の制限範囲で、最低の価格による入札をした者を落札者とします。

ロ この場合、落札額と同一価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

ハ 開札の結果、信用基金の予定価格の制限範囲の入札額がない場合には、引き続き再入札を行います。

(以上)

(1)

様式1

一般競争参加資格審査申請書(物品製造等)

年 月 日入札公告に係る

契約の競争に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実を相違しないことを誓約します。

平成 年 月 日

殿

01 郵便番号 [] - []

02 フリガナ住所 []

03 フリガナ商号又は名 []

04 フリガナ代表者氏名 (役職) [] (氏名) []

印

05 フリガナ担当者氏名 []

06 電話番号 []

07 F A X 番号 []

08 希望する製造等の種 1 製造 2 販売 (a 卸売・b 小売) 3 買受け (c 立木竹・d その他) 4 役務提供 5 その他

09 希望する営業品目等 []

(3)

12	区 分	直 前 決 算 (千円)	剰余(欠損)金処分 (千円)	決算後の増減額 (千円)	合 計				
					(千円)				
自己 資本 本額	(うち外国資本) 払込資本金				()
	準備金・積立金								
	次期繰越利益(欠損) 金								
	計								

外 資 状 況	1	外国籍会社 [国名 :]
	2	日本国籍会社 [国名 :] (比率 : 100 %)
	3	日本国籍会社 [国名 :] (比率 : %) [国名 :] (比率 : %)

13	経営 状況	流動 比率	流動資産 (千円)	流動負債 (千円)	× 100 =				(%)
----	----------	----------	-------------	-------------	---------	--	--	--	-----

15 営業 年数 等	創業	休業又は転(廃)業の期間	現組織へ の変更	営業年数 (年)
	年 月 日		年 月 日	

16	常勤職員の数 (人)			
	うち役員等数			

17 設備 の額 (千円)	機 械 装 置 類				運 搬 器 具				工 具 そ の 他				合 計			
	18 主要 整備の 規模															

(4)

営業所名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号			
			市外局番	市内局番	番	号
()	-					
()	-					
()	-					
()	-					
()	-					
()	-					
()	-					
()	-					
()	-					
()	-					
()	-					
()	-					
()	-					
()	-					

記載要領

- 1 「所在地」欄には、営業所の所在地を上段から左詰めで記載すること。
- 2 「電話・FAX番号」欄には、上段に電話番号を、下段にFAX番号をそれぞれ記載すること。

入 札 書

金	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
---	---	----	----	----	---	---	---	---	---

業務の名称：林業信用保証業務における「基幹系システム」の機能改修業務

入札公告、入札説明書、入札心得等を承諾の上、上記のとおり入札いたします。

平成 年 月 日

住所

氏名

印

独立行政法人農林漁業信用基金 御中

注1 入札者は、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税抜きの金額を記載すること。

注2 金額の先頭に¥マークを記載すること。

契 約 書 (案)

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲の林業信用保証業務における「基幹系システム」（以下「基幹系システム」という。）の機能改修業務（以下「本業務」という。）に関し、下記及び別紙契約条項に記載のとおり契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。本合意を証するため、甲乙記名押印の上、本書2通を作成し各1通を保有する。

平成26年 月 日

(甲) 東京都千代田区内神田一丁目1番12号
独立行政法人農林漁業信用基金
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
生年月日 年 月 日

(乙) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
生年月日 年 月 日

記

- 1 件 名 林業信用保証業務における「基幹系システム」の機能改修業務
- 2 業務内容 別紙「仕様書」による。
- 3 契約期間 平成26年3月3日から平成26年12月5日
 - (1) 仕様書3(1)から(3)に記載する業務
平成26年3月3日から平成26年6月3日
 - (2) 前号に掲げる以外の業務
平成26年3月3日から平成26年12月5日
- 4 契約金額 業務請負 金〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
(うち消費税及び地方消費税額〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円)
- 5 契約保証金 契約に係る保証金は免除する。
- 6 支払要領
甲は、以下の契約条項に規定する手続きに基づき、上記4で定める契約金額を乙が別途指定する銀行口座に振り込むものとする。

契 約 条 項

(契約の目的)

第1条 乙は、別紙の仕様書に基づき本業務を行い、甲は、本業務の完成により乙にその対価を支払うものとする。

(納入場所)

第2条 納入場所は次のとおりとする。

東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル11階
独立行政法人農林漁業信用基金 第二電算室

(納入及び動作確認期限)

第3条 本業務に係る成果物(納品物と同義)の納入及び動作確認期限は、次の各号に掲げるとおりとし、各納期毎の成果物については、別紙仕様書に記載のとおりとする。

- (1) 仕様書3(1)から(3)に記載する業務 平成26年6月3日
- (2) 前号に掲げる以外の業務 平成26年12月5日

(契約金額)

第4条 契約金額は、消費税額を含めた金〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円とする。

(契約保証金)

第5条 甲は、この契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除する。

(指揮命令)

第6条 本業務の遂行に携わる乙の作業従事者に対する業務遂行に関する指示、労務管理に関する一切の指揮命令は、乙が行うものとする。

(責任者)

第7条 甲及び乙は、契約締結後速やかに、本業務を円滑に遂行するため責任者を選任し、書面により相手方に通知しなければならない。なお、甲及び乙は、体制図を定め、当該体制図に当該責任者を記載することをもって通知に代えることができる。

- 2 甲及び乙は、責任者の変更があったときは速やかに書面で相手方に通知することにより、責任者を変更することができるものとする。
- 3 乙は、責任者が複数の場合には、甲と協議の上、統括責任者を置くことができる。

(主任担当者)

第8条 甲及び乙は、契約締結後速やかに、本業務を円滑に遂行するため、責任者の下に連絡確認及び必要な調整を行う主任担当者を選任し、書面により、相手方に通知しなければならない。なお、前条第1項で定めた体制図に当該主任担当者を記載することをもって通知に代えることができる。

- 2 甲及び乙は、主任担当者の変更があったときは速やかに書面で相手方に通知することにより、主任担当者を変更することができるものとする。
- 3 甲及び乙は、本契約に定めた事項のほか、業務遂行に関する相手方からの要請、指示等の受理及び相手方への依頼、その他日常的な相手方との連絡、確認等は原則として主任担当者を通じて行うものとする。

(連絡協議)

第9条 乙は、本業務が終了するまでの間、必要に応じその進捗状況、リスクの管理及び報告並びに問題点の協議及び解決その他本業務が円滑に遂行できる方法について、甲の主任担当者へ協議を行うことができる。

(仕様書の変更)

第10条 甲又は乙は、仕様書変更の必要性が認められる場合、その変更の内容、理由等を明記した書面を相手方に交付して、変更の提案を行うことができる。

(業務の実施)

第11条 乙は、本業務の実施に際し、甲に対して必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合には随時に、これに応ずるものとする。

(業務の終了・確認)

第12条 乙は、本業務を終了したときは、本業務を終了した日の翌日から起算して5日以内に、業務終了報告書（任意様式）を作成し、甲に提出する。

2 甲は、乙から前項の業務終了報告書を受けたときは、速やかに当該報告書の点検を行う。

3 甲は、当該業務終了報告書の内容に疑義がない場合、業務終了報告書に記名押印の上、乙の業務の終了を確認する。

(検査)

第13条 甲は、前条第3項に規定する業務終了報告書の確認をした日の翌日から起算して10日以内に別に指定する検査職員（以下「検査職員」という。）に検査を行わせなければならない。

2 乙は、前項の検査に合格し、甲が乙所定の検収書に記名押印したときをもって乙の業務が完了したものとする。

3 乙は、第1項の規定による検査の結果、不合格のものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく代品の納入や補修作業をして、再度検査を受けなければならない。

4 前項の場合において生ずる一切の費用は、乙の負担とする。

(契約金額の請求及び支払い)

第14条 乙は、本業務を完了したときは、第4条に規定する契約金額の支払を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から適法な支払請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して30日以内に支払わなければならない。

(遅延利息)

第15条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、前条第2項に規定する期間内に請求金額を支払わなかった場合は、期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対して年5.0パーセントの割合で計算した遅延利息を、速やかに乙に支払う。

(履行遅延の場合における損害金)

第16条 甲は、乙が、乙の責めに帰すべき理由により、第3条に定めた納入及び動作確認期限（以下「期限」という。）までに成果物を納入することができない場合において、甲の業務運営上著しく支障を及ぼすと甲が認めたときは、本契約を第35条第1項第(1)号の定めに基づいた解除をせずに、相当期間に限り、これを履行遅延として取り扱うことができるものとする。

2 前項の取扱いをした場合、乙は第4条で定めた契約金額に対して年5.0パーセ

ントの割合で計算した損害金を遅延した日数に応じて速やかに甲に支払うものとする。なお、その時点で甲に引渡しをした部分があるときは、その部分に相当する契約金額は除くことができるものとする。

- 3 天災その他の不可抗力又は乙の責めに帰することができない事由により、乙が期限までに成果物を納入することができないと甲が認める場合、甲は第1項の取扱いとはせず相当の期間を限り、期限を延長できるものとする。

(業務完了後における説明等)

第17条 乙は、本業務の完了後において、第12条第1項の規定により終了の報告をした業務に関して、甲から別に説明又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(瑕疵担保責任)

第18条 甲は、第13条に規定する検査に合格した日から起算して1年以内に瑕疵が発見された場合、甲は乙に対して当該瑕疵の修正を請求することができ、乙は、当該瑕疵を修正しなければならない。

- 2 前項の場合において生ずる一切の費用は、乙の負担とする。
- 3 第1項により発見された瑕疵によって甲が損害を受けた場合は、乙に対し代品の提供や修正の実施とともに本契約金額を上限に金銭による損害を請求することができるものとする。
- 4 前三項の規定は、瑕疵が甲の提供した資料又は甲の与えた指示により生じたときは適用しないものとする。ただし、乙が甲の提供した資料又は甲の与えた指示が不相当であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。

(本契約内容の変更)

第19条 本契約内容の変更は、その変更内容について事前に甲乙で協議の上、別途、書面により変更契約を締結することによってのみ行うことができるものとする。

(未確定事項の取扱い)

第20条 甲は、乙が本業務を遂行するのに必要な事項を、甲のやむを得ない事情により確定して提示できない場合、当該未確定事項の内容とその確定予定時期、未確定事項の確定により請求する追完、修正により委託料、作業期間、納期及び契約条件の変更に関し甲乙双方で協議をし、その他必要となる事項を確認の上、甲乙記名押印した書面による確定の後、乙に対して確定した業務仕様書の追完、修正の業務を請求することができる。この場合、甲は、未確定事項が確定したときは直ちに乙にその内容を書面で提示するとともに、必要となる業務仕様書の追完又は修正の業務を速やかに乙に請求するものとする。

(変更の協議不調に伴う契約終了)

第21条 甲は、前条の協議の結果、変更の内容が委託料、作業期間、納期及び契約条件に影響を及ぼす等の理由により、乙に対し、中止時点まで乙が遂行した業務についての委託料の支払い及び本条第2項の損害を賠償した上、業務の未了部分について本契約を解約することができるものとする。

- 2 甲は、前項により業務の未了部分について解約しようとする場合、解約により乙が出捐すべきこととなる費用その他乙に生じた損害を賠償しなければならない。

(資料等の提供及び返還)

第22条 甲及び乙は、本契約に定める条件に従い、業務遂行に必要な資料等の開示、貸与等の提供を行うものとする。

- 2 甲又は乙は、前項に定めたことのほか、相手方から業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、甲乙協議の上、本契約に定める各条件に従い、その相手方に対しこれらを提供するものとする。
- 3 甲は、業務遂行上、甲の事務所で乙が作業を実施する必要があるときは、当該作業実施場所（当該作業実施場所における必要な機器、設備等作業環境を含む。）を甲乙協議の上、本契約に定める条件に従い、乙に提供するものとする。
- 4 甲又は乙は、前三項により相手方に提供する資料等又は作業実施場所に関して、甲又は乙の内容等の誤り又は提供遅延によって生じた業務の履行遅滞、納入物の瑕疵等の結果については、その起因となった資料を提供した者が一切の責めを負うものとする。
- 5 甲又は乙は、相手方から提供を受けた資料等が業務遂行上不要となったときは、遅滞なくこれらを提供者に返還又は指示に従った処置を行わなければならない。
- 6 甲及び乙は、前五項における資料等の提供、返還その他処置等について、それぞれ第8条に定める主任担当者間で書面をもってこれを行うものとする。

（資料等の管理）

- 第23条 甲及び乙は、相手方から提供された本業務に関する資料等を善良な管理者の注意をもって管理、保管し、かつ、本業務以外の用途に使用してはならない。
- 2 甲及び乙は、相手方から提供された本業務に関する資料等を本業務遂行上必要な範囲内で複製又は改変することができる。

（秘密情報の取扱い）

- 第24条 甲及び乙は、この契約の履行に関し相手方から秘密であることを特定の上、開示され知り得た秘密に属する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではない。また、甲及び乙は、秘密情報のうち法令の定めに基づき開示すべき情報を当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができる。
- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 甲から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 本契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
- 2 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 甲及び乙は、秘密情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用し、本契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に甲又は乙から書面による承諾を受けなければならない。
 - 4 甲及び乙は、秘密情報を、本契約の目的のために知る必要のある各自（本契約に基づき乙が再委託する場合の再委託先を含む。）の役員及び従業員に限り開示できるものとし、本契約に基づき甲及び乙が負担する秘密保持義務と同等の義務を、秘密情報の開示を受けた当該役員及び従業員に対し、退職後も含めて課すものとする。
 - 5 秘密情報の提供及び返却等については、第22条を準用する。
 - 6 秘密情報のうち、個人情報に該当する情報については、第25条の規定を本条の規定に優先して適用する。

（個人情報の取扱い）

- 第25条 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に定める個人情報のうち、本業務遂行に際して甲より取扱いを委託された個人データ及び本業務遂行のため、甲乙間で個人データと同等の安全管理措置（法第20条に規定する安全管理措置をいう。）を講ずることについて、個人情報

を第三者に漏洩してはならない。なお、甲は、個人情報等を乙に提供する場合には、個人が特定できないよう加工した上で、乙に提供するよう努めなければならない。

- 2 乙は、個人情報の管理に必要な措置を講ずる。
- 3 乙は、個人情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用し、本契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に甲から書面による承諾を受けなければならない。
- 4 個人情報の提供及び返却等については、第22条を準用する。
- 5 前条第1項の規定にかかわらず、乙は甲より委託を受けた個人情報の取扱いを再委託してはならない。ただし、当該再委託について、甲の事前の書面による承諾を受けた場合はこの限りでない。

(所有権)

第26条 乙が本契約に従い甲に納入する成果物（以下「納入物」という。）の所有権は、本業務の完了をもって、乙から甲に移転するものとする。

(著作権)

第27条 納入物に関する著作権法（昭和45年法律第48号）第17条に規定する著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、乙又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、本業務の完了をもって、乙から甲に移転するものとする。なお、乙は、著作者人格権を行使しないものとする。

(特許権等)

第28条 本業務を遂行する過程で生じた特許権、実用新案権（特許、実用新案登録を受ける権利を含み、以下「特許権等」という。）の帰属については、以下のとおりとする。

- (1) 甲が単独で行った発明、考案（以下「発明等」という。）から生じた特許権等については、甲単独に帰属する。
 - (2) 乙が単独で行った発明等から生じた特許権等については、乙単独に帰属する。
 - (3) 甲及び乙が共同で行った発明等から生じた特許権等については、甲乙共有とする。この場合甲及び乙は、特許権等の全部につき、それぞれ相手方の了承及び対価の支払いなしに、自ら実施し、又は第三者に対し通常実施権を実施許諾することができる。
- 2 乙が従前より保有する特許権等を納入物に適用した場合、及び前項第(2)号により乙に帰属する特許権が生じ、これが納入物に適用されている場合は、乙は甲に対し、当該特許権等について、本業務の目的である甲の業務処理に納入物を用いるために必要な範囲で、通常実施権を実施許諾する。

(知的財産権侵害の責任)

第29条 甲が納入物に関し第三者から著作権、特許権、その他産業財産権（以下「知的財産権」という。）の侵害の申立てを受けた場合、次の各号すべての要件が満たされる場合に限り、第36条の規定にかかわらず乙は係る申立てによって甲が支払うべきとされた損害賠償額及び合理的な弁護士費用を負担する。ただし、第三者からの申立てが甲の責めに帰すべき事由による場合、又は、甲が単独で当該申立てに対応した場合は、この限りではなく、乙は一切の責任を負わないものとする。

- (1) 甲が第三者から申立てを受けた日の翌日から起算して5日以内に、乙に対し申立ての事実及び内容を通知する。
- (2) 甲が第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、乙に対して実質的な参加の機会及びすべてについての決定権限を与え、並びに必要な援助をする。
- (3) 甲の敗訴判決が確定すること又は乙が訴訟遂行以外の決定を行ったときは和

解などにより確定的に解決する。

- 2 乙の責めに帰すべき事由による知的財産権の侵害を理由として甲の納入物の将来に向けての使用が不能となるおそれがある場合、乙は、乙の判断及び費用負担により、①権利侵害のないほかの納入物との交換、②権利侵害している部分の変更、③継続使用のための権利取得のいずれかの措置を講じることができる。
- 3 第1項に基づき、乙が負担することになる損害以外の甲に生じた損害については、第36条の規定による。

(第三者ソフトウェアの利用)

- 第30条 甲は、自らの指示により乙に本業務により開発するシステムを構成する一部として、システム仕様書及びシステム変更仕様書に記載のない第三者ソフトウェアを利用させる場合、甲の費用と責任において、甲と当該第三者との間で当該第三者ソフトウェアのライセンス契約及び保守契約の締結等、必要な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、前項の第三者ソフトウェアの瑕疵、権利侵害等については、当該第三者ソフトウェア利用の指示を甲から受けたときに、権利侵害又は瑕疵の存在を知らず、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、何らの責任を負わないものとする。

(セキュリティ)

- 第31条 甲及び乙は、乙が本業務により納入するシステムのセキュリティ対策について、その具体的な機能、遵守方法、管理体制等を協議の上、別途書面により定めるものとする。ただし、本業務内容にシステム改訂を含む場合の改訂前プログラムについてはこの限りではない。

(危険負担)

- 第32条 契約の目的物の引渡し前において、当事者双方の責めに帰することができない事由により生じた損害は乙の負担とする。
- 2 前項の規定により乙が天災その他不可抗力により生じた損害を負担する場合において、その損害が重大であり、かつ、乙が善良な管理者の注意義務を怠らなかったと認める場合に限り、その損害の一部を甲の負担とすることができる。

(事情変更)

- 第33条 甲は、必要がある場合には、乙と協議して本業務の内容を変更し、又は業務を一時中止若しくは業務の一部を打ち切ることができる。
- 2 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、この契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議してこの契約を変更することができる。
 - 3 前項の場合において、この契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定める。

(反社会勢力の排除)

- 第34条 乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。
- (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる者と関係を有すること。
 - (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者と関係を有すること。

- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる者と関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者と関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等社会的に非難されるべき者と関係を有すること。
- 2 乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとする。
- (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。
- 3 甲は、乙が前各項に違反した場合、何らの催告をなしに直ちに、締結した一切の契約を解除することができる。
- 4 甲は、前項に基づく契約を解除したことにより、乙に発生した損害について、賠償責任を負わない。

(契約解除)

- 第35条 甲は、乙が次に掲げる事項の一に該当する場合又は甲の業務上必要があると認めた場合には、契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 乙が正当な事由によらないで、契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は期限若しくは期限経過後相当の期間内に当該債務の履行を完了する見込みがないと認められるとき。
 - (2) 乙が正当な事由により、契約の解除を申し出たとき。
 - (3) 公正な競争の執行の阻害又は公正な価格を害し若しくは不利な利益を得るための連合があったと認められるとき。
 - (4) 乙が前各号に掲げる場合のほか、契約上の義務に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定に基づき、契約を解除した場合において、既済部分又は既納部分があるときは、これを検査し、当該検査に合格した部分を引き取ることができる。この場合においては、契約金額のうち、その引き取った部分に対応する金額を乙に支払う。

(損害賠償)

- 第36条 甲は、次に掲げる事由により契約を解除する場合で、乙に損害を及ぼした場合は、その損害の賠償を行うものとする。
- (1) 甲の責めに帰すべき事由により乙から解除の申入れがあったとき。
 - (2) 甲の業務運営上の必要から契約を解除したとき。
- 2 乙は、この契約の履行に当たり、甲に損害を与えたとき、又は、契約の解除により甲に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行う。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合においてはこの限りでない。
- 3 前項の損害の発生の理由が、第18条第1項に定められた瑕疵によるものであって、第18条第3項に基づいて乙が甲に対し損害を賠償したときは、その瑕疵により生じた損害について甲は前項に基づく損害賠償請求を乙に対してしないものとする。

(契約解除による違約金)

第37条 乙は、甲が第34条第3項又は第35条第1項第1号、第3号、第4号の規定に基づき、契約を解除したときは、甲に契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(談合等による違約金)

第38条 乙は、次のいずれかに該当したときは、甲の請求に基づき契約金額の100分の10に相当する金額を談合等に係る違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下、本項において「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が契約の相手方に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (3) 乙に対し公正取引委員会が独占禁止法第7条等の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (4) 乙に対し公正取引委員会が独占禁止法第66条第4項の規定に基づき同法第3条等の規定に違反する行為があった旨を明らかにする審決を行い、同審決が確定したとき。
- (5) 乙に対し公正取引委員会が独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定に基づき、課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(超過損害額の請求)

第39条 乙は、第37条又は前条の規定による違約金の請求につき、契約解除又は談合等により生じた損害額が違約金請求額を上回る場合は、当該超過分の損害について賠償を請求することを妨げない。ただし、この場合も本契約金額を上限とする。

(遅延利息)

第40条 乙は、乙が第18条第3項又は第36条第2項の損害賠償金、第37条又は第38条の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

(再委託の制限及び承認手続)

第41条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ、再委託先の相手方の住所及び氏名、再委託の業務範囲、再委託の必要性、再委託の金額、その他必要な事項を記載した書面を提出し、甲の承認を得なければならない。
- 3 乙は、前項の承認を受けた再委託(再請負を含む。以下同じ。)についてその内容を変更する必要があるときは、前項の記載事項を記入して、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 4 乙は、再々委託又は再々請負(再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。)を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の住所、氏名及び業務の範囲を記載した書面を、第2項の承認の後、速やかに甲に届け出

なければならない。

- 5 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第3項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。
- 6 甲は、前二項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。
- 7 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託する金額が契約金額の50パーセント以下であり、かつ、100万円以下である場合には、軽微な再委託として前項までの規定は、適用しない。
- 8 乙は、本条の場合においても、本契約に基づく債務の履行に関し甲に対しすべての責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡)

第42条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務の全部又は一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(紛争の解決)

第43条 この契約について、甲と乙との間に紛争が生じたときは、両者の協議により解決するものとする。

2 前項の規定による解決のための要する一切の費用は甲乙平等の負担とする。

(管轄裁判所)

第44条 この契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とする。

(補足)

第45条 この契約に関して疑義を生じたとき、又はこの契約に定めがない事項については、甲乙協議して定める。

林業信用保証業務における「基幹系システム」の機能改修業務契約書添付別紙

担当部署と責任者及び主任担当者の特定

甲担当窓口	乙担当窓口
独立行政法人農林漁業信用基金	○○○○○○○○○○○○○○○○
担当部署 : ○○○○○	担当部署 : ○○○○○
責任者 : ○○○○○	責任者 : ○○○○○
主任担当者 : ○○○○○	主任担当者 : ○○○○○
TEL : ○○○○○	TEL : ○○○○○
FAX : ○○○○○	FAX : ○○○○○
E m a i l : ○○○○○	E m a i l : ○○○○○